

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正等に伴い、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第2条第3号等（満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備）

満3歳以上限定小規模保育事業（保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業をいう。）の創設に伴う規定の整備

(2) 第13条（児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設）

家庭的保育事業等の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられることとする。

(3) 第29条第4項等（特定理学療法士等の配置に関する特例の新設）

小規模保育事業所（小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を行う事業所に限る。）及び事業所内保育事業所において、当該事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(4) 付則第2項（3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し）

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育士の数を「おおむね20人につき1人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。

(5) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 第一号及び第二号（略）	（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 第一号及び第二号（略）

三 幼児 法第四条第一項第二号に規定する幼児のうち、満三歳に満たない者（法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号若しくは同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第十項第三号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満三歳に満たない者及び当該満三歳以上の児童）をいう。

第四号から第五条まで（略）
（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項、第七条の三第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項まで並びに付則第三条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第六条の三第十項第三号に掲げる事業（以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第四項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

第一号及び第二号（略）

三 当該家庭的保育事業者等（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。）により保育の提供を受けて

三 幼児 法第四条第一項第二号に規定する幼児のうち、満三歳に満たない者（法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合

_____にあっては、満三歳に満たない者及び当該満三歳以上の児童）をいう。

第四号から第五条まで（略）
（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項、第七条の三第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項まで並びに付則第三条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

_____に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第四項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

第一号及び第二号（略）

三 当該家庭的保育事業者等 _____により保育の提供を受けて

いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この条において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

第二項から第六項まで（略）

7 前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

第一号から第十二条まで（略）

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第十四条から第十七条まで（略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第一号から第五号まで（略）

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満三歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満

いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この条において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

第二項から第六項まで（略）

7 前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）

であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

第一号から第十二条まで（略）

第十三条 削除

第十四条から第十七条まで（略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第一号から第五号まで（略）

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

三歳以上の幼児の利用定員)

第七号から第二十四条まで（略）

（保育の内容）

第二十五条 家庭的保育事業者は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第二十六条（略）

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

第二節 小規模保育事業A型

第二十八条（略）

（職員）

第二十九条第一項（略）

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号又は第三号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね十五人につき一人
- 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学

第七号から第二十四条まで（略）

（保育の内容）

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第二十六条（略）

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型____及び小規模保育事業C型____とする。

第二節 小規模保育事業A型

第二十八条（略）

（職員）

第二十九条第一項（略）

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね十五人につき一人
- 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師____を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十条（略）

第三節 小規模保育事業B型
（職員）

第三十一条第一項及び第二項（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援

（新設）

第三十条（略）

第三節 小規模保育事業B型
（職員）

第三十一条第一項及び第二項（略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

（新設）

を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と

読み替えるものとする。

第四節 小規模保育事業C型

第三十三条及び第三十四条（略）

(利用定員)

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項第一号の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

第三十六条から第四十一条まで（略）

第五章 事業所内保育事業

第四十二条及び第四十三条（略）

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第四十四条第一項及び第二項（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければなら

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第三十二条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第四節 小規模保育事業C型

第三十三条及び第三十四条（略）

(利用定員)

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

第三十六条から第四十一条まで（略）

第五章 事業所内保育事業

第四十二条及び第四十三条（略）

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第四十四条第一項及び第二項（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

い。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四十五条及び第四十六条（略）

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第四十七条第一項及び第二項（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第四十七条第一項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育

（新設）

第四十五条及び第四十六条（略）

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第四十七条第一項及び第二項（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

（新設）

（準用）

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第四十七条第一項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育

事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。_____

_____第四号において同じ。））」と_____

_____読み替えるものとする。

第四十九条から付則第二条まで（略）

（連携施設に関する経過措置）

第三条 家庭的保育事業者等（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第六条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第四条及び第五条（略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

第七条及び第八条（略）

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士（第二十九条第三項若しくは第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算

事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四十八条において準用する第四号において同じ。））」

と、同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第四十八条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第四十九条から付則第二条まで（略）

（連携施設に関する経過措置）

第三条 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第六条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第四条及び第五条（略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等_____

_____が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

第七条及び第八条（略）

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二

定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一条中文京区家庭的保育事業等の設

十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定

_____は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定_____

_____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(新設)

備及び運営の基準に関する条例第十三条の改正規定は令和八年十二月二十五日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第三条第四項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第三条第四項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。